日時・場所	令和2年1月6日(月)9時45分~ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、
	小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、
	赤坂健康福祉部政策監、野﨑都市建設部長、遠藤環境経済部長、杉本教育部長、
	吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・明けましておめでとうございます。先ほどの仕事始め式での挨拶でも話したが、国際関係はかなり厳しくなっている。ベルリンの壁崩壊から 31 年目で東西融合したと言われているが、現実は逆行している。これは国際関係であるとともに、市民の暮らしに響いてくることを視野に入れてもらいたい。多様性や多文化と言いながら、実のところはどんどん固くなっていると感じる。SDGs等、ムード的には良くなっているように見えるが、実際は排他的になっている。これは、私達にも精神的な面で響いてくるので、くらしや福祉の面がそうならないように、あるいは、こどもたちが健全に成長できるように、寛容さや本当の多様性が保たれるような政策運営やまちづくりに励んでもらいたい。
- ・国の関与が段々厳しくなっている。パソコンを児童生徒に1人1台導入するという学校 ICT の推進を補正予算の目玉にされているが、むしろ欠けているのは学校できちんと対応ができる人的資源や本当のゆとりである。そういったことを見失わないようにしてもらいたい。
- ・最近の流行りとして「包括」という言葉が多用されている。今朝の新聞の見出しにもなっていた。 虐待への対応、高齢者福祉や障がい者福祉等の分野でも使われているが、言葉に惑わされてはい けない。本来、きちんとした個別施策が健全に機能して連係することによって初めて包括と言え るが、いきなり手をこまねいて包括と言っているので、これについてはきちんと客観的な位置付 けをしてもらいたい。

多様性や民主化、包括といった良い言葉の裏では、逆の動きになっているものもあるので、市民 の生活やこどもの成長など、現場での判断を尊重しながら、物事を進めてもらいたい。

2. 議題

① 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

7月1日の市立病院開院時に特別職である病院事業管理者を設置し、病院長の兼務を予定していたところを、病院経営や病院事業に対する負担が当初の想定よりも大きい状況であることから、令和元年度中は市長が病院事業管理者の権限を有するものとして昨年6月議会で条例改正を行ったが、令和2年度以降も引き続き有するものとし、今回の定例会において所要の改正を行う。また、技術的な読替えに関し必要な事項を定めている箇所についても今回の改正に合わせて所要の改正を行う。

- ②(仮称)野洲市公文書の管理に関する条例(案)に係るパブリックコメントの結果について (仮称)野洲市公文書の管理に関する条例(案)に係るパブリックコメントの結果について、意 見の提出が0件であったので報告する。また、知見を有する者として大学教授に意見照会を行い、 3点の意見をいただいたため、意見に対する市の考え方を付して改めて庁議へ付議し、全員協議 会で報告を行う。
- ③ 令和2年第1回野洲市議会臨時会議案(案)について

1月20日に開催予定の令和2年第1回野洲市議会臨時会の議案として、補正予算1件(令和元年度野洲市病院事業会計補正予算(第3号))を提出する。

④ 野洲市監査委員条例の一部を改正する条例について

地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、野洲市監査 委員条例について、所要の改正を行う。

また、本条例全体について、現状に合わせて過不足のある内容及び表記について改正を行う。 →今回追加する関係機関とは、具体に何があるのか。

- →教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会等の行政委員会である。
 - →これまでこれらの委員会は監査の対象に入っていなかったのか。
 - →監査は行っていたが、条例上で通知を行う対象に入っていなかったため、今回の改正で 改める。
- →「定例検査」を「例月出納検査」に改めているが、本市では以前からこの名称を使っていたの か。
 - →これまでから「例月出納検査」を使用しており、条例をこれに合わせるものである。
- →出納と事務の監査があるが、例月出納検査では出納のみ監査を行うのか。 →そうである。

⑤ 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について

野洲市地域ふれあい公園条例について、開発行為に伴い帰属を受けた篠原駅前地区計画内の地域ふれあい公園を別表に追加するため、所要の改正を行う。

⑥ 野洲市商工業振興基本条例について

商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図るために、野洲市商工業振興基本条例を制定する。本市の商工業の振興に関する基本理念を定めるほか、事業者、経済団体、金融機関、市民及び市の役割及び責務を明確にするとともに、野洲市商工業振興基本計画に関する事項を定める。

⑦ 野洲市墓地公園整備基金条例の一部を改正する条例について

今般、さくら墓園内合葬墓の供用を開始し、使用料として将来の合葬墓及び墓園全体の運営に 充てる管理費相当額(清掃費、除草費等)を含めて一括して納付いただくため、従来、基金の使 途が墓園整備に限定されていたものを、運営資金としても使用できるように基金条例を改正する。 当該使用料を基金に積み立てるとともに一定額の基金を運営資金として使用することで、さくら 墓園の適正な管理及び円滑な管理を図るもの。名称も「野洲市墓地公園の整備及び運営に関する 基金条例」に改める。

→合葬墓の使用料を基金に積み立てて将来の維持保全に使っていくということだが、このお金は 合葬墓と共有スペースにしか使えないのではないか。会計は透明にしておく必要がある。従来 の墓所では、永代使用料は基金に積み立てて整備費とし、別途、年間管理料をいただいてその 年の運営費に充てている。基金を全体の運営費にも充てられることにすれば、年間管理料は不 要との議論になりかねず、制度が崩壊する恐れがある。厳密に運用方法を検討すること。

→指摘事項について調整の上、次回以降の部長会議で報告願う。

⑧ 野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について

学校に行けない又は行きにくい児童及び生徒、並びにその保護者を対象に、不登校児童生徒が 社会的に自立する力をつけ、学校復帰につなげるため、不登校児童生徒の家庭を主な支援場所と して訪問型家庭支援を実施するにあたり所要の改正を行うもの。

また、センターの名称について字句の訂正があることから所要の改正を行う。

- →学校長の依頼を受けて、在宅で学校に出席したことになるという前提で訪問しないといけない。 また、名称は「家庭訪問型学習支援」とすべきであり、「訪問型家庭支援」では福祉の支援施策 になってしまう。本来は学校が出て行かなければならないが、学校には人的資源がないため、 学校長の依頼を受けてふれあい教育センターが行うものである。コンセプトと発想が逆ではな いか。そこをきちんと位置付けないといけない。
 - →提案理由について、学校長の依頼を受けて出席日数にカウントすることを前提として実施することに改める。
- →条例改正を提案する前に、事業のスキームを示さないと分かりにくいのではないか。
 - →スキームについて次回の部長会議に付議し、今月の全員協議会に提出願う。

⑨ 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

永原御殿跡について国指定文化財史跡の指定に係る答申が提出されたことを受け、野洲市永原御殿跡調査委員会に将来的な史跡の保存・活用・公開に向けた遺跡修景保存の学識経験を有する者を増員するため、委員の定数の改正を行う。あわせて、史跡整備に必要な史跡等保存活用計画の策定を目的として野洲市永原御殿跡保存活用計画策定委員会を新規に設置するため、所要の改正を行う。

⑩ 全員協議会への提出事項

1月21日(火)に開催される全員協議会に、報告事項7件に議題®で説明のあった「家庭訪問型学習支援に関する制度概要」を加えた8件を提出する。

3. その他伝達事項

- 1月20日に第1回臨時会が招集される。これに関連して1月15日(水)午前9時から会派 代表者会議、10時から議会運営委員会、その後引き続いて全員協議会が開催される。同日午後 1時30分からは市民病院整備事業特別委員会が開催される。また、欠員となっている議会選出 の監査委員と都市計画審議会委員について、1月20日の臨時会後に全員協議会を開催して選 出される予定である。なお、連日となるが、定例の全員協議会は1月21日に開催される。(議 会事務局)
- 令和2年度当初予算について、部長会議終了後に一次内示を行う。組替え要求については1 月7日中としているため、各所属長へ伝達をお願いする。(政策調整部)
- 各部次長の正副議長への新年挨拶について、8 時 30 分に一斉に廊下に並んでいたが、市長だけで良いのではないか。このような虚礼はできるだけなくして、年始最初の全員協議会等で挨拶するように変えてはどうか。

4. 次回部長会議の予定

1月14日(火) 8:45~ 庁議室